

### 1 期限内に忘れず申告しましょう

市・県民税の申告や確定申告が必要かどうか確認しましょう。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

#### 当てはまるかをチェックしてください

- 年末調整を受けていない給与収入がある
- 年末調整済の給与収入のほかに 20 万円を超える所得がある
- 給与の年間収入が 2 千万円を超える
- 事業をしている、不動産収入がある
- 公的年金収入が 400 万円を超えている
- 公的年金収入のほかに 20 万円を超える所得がある

▼次に挙げる人は松山税務署での申告をお願いします。

- 青色申告を行いたい
- 山林、不動産、株式の譲渡所得がある
- 損失の繰越や繰戻をする

チェックあり

#### 確定申告が必要です

市役所の申告相談にお越しください。内容によって松山税務署での申告が必要な場合があります。

チェックなし

令和4年1月1日に東温市に住所があった

なし

令和4年1月1日に  
住んでいた市町村に  
確認してください

あり

#### 当てはまるかをチェックしてください

- 営業、農業、不動産などの収入があった
- 公的年金収入が 400 万円以下で確定申告が不要であるが、その他の所得があった

チェックあり

市・県民税の申告が必要です 市役所の申告相談にお越しください。

申告は  
必要ありません

チェックなし

#### 還付申告はありませんか？

申告義務がない人でも、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。医療費控除、寄附金控除を受けることができる人、住宅借入金特別控除の適用を受ける人などが対象です。詳しくはお問い合わせください。

### 松山税務署からのお知らせ

松山税務署 ☎ 941-9121

#### 確定申告電話相談をご利用ください

感染リスク軽減のため、確定申告電話相談センターでの電話相談をご利用ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声案内に従って「0番」を選択してください。

◇受付日時…1月14日⑤～3月15日④8時30分～17時(⑤④は2月20日、27日のみ電話相談を実施)

松山税務署 ☎ 941-9121

#### 確定申告書の作成には国税庁ホームページを活用してください

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) では所得税や消費税の申告書が作成できます。作成した申告書は印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用した電子送信が可能です。税務署で本人確認を済ませ、「ID」と「パスワード」を取得している人は、スマートフォンでも申告できます。

#### 入場整理券は国税庁公式 LINE で

松山税務署申告会場に来場する場合、入場整理券が必要です。申告会場で当日配布を受けるほか、国税庁公式 LINE を使った事前発行を予定しています。また、会場でのマスク着用、検温と手指消毒の実施にご協力ください。37.5度以上の発熱時は来場をお断りします。

### 2 申告に必要なもの

申告前に書類等が揃っているか確認します。事前に計算ができていない場合は相談をお受けできません。

- ①筆記用具、電卓
- ②マイナンバー確認書類…マイナンバーカード／通知カード※被扶養者含む
- ③本人確認できる書類…運転免許証など（顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの人は省略可）
- ④令和3年中の収入を確認できる書類…給与や年金の源泉徴収票（原本）／収支内訳書※、収入金額と必要経費が分かる帳簿、領収書など（営業・農業・不動産所得がある人）
- ⑤所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税、国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の支払いを証明する書類
- ⑥医療費控除の明細書…医療費控除を受ける人※
- ⑦障がい者手帳等…障害者控除を受ける人
- ⑧還付金の振込口座が分かるもの…本人名義の口座が必要です
- ⑨税務署からのお知らせはがき…お持ちの人のみ

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成可能。

### 3 申告相談受付の電話予約

市役所の申告相談を利用される際は、事前に電話予約をお願いします。相談時間は1人20分の時間枠を設けています。（申告者が2人の場合は1人20分ずつの計40分）  
電話予約、変更又は取消は、相談日の前日までにご連絡ください。

申告会場での事前予約はお受けできません。

◇予約受付期間…川内支所会場：1月18日④～2月21日④／中央公民館会場：1月25日④～3月14日④両会場8時30分～17時15分（土日祝日除く）  
◇連絡先…税務課 ☎ 964-4403

### 4 申告相談の日程と対象地域

◇受付時間…8時30分～15時 ※相談開始9時～

会場ではマスクの着用をお願いします。37.5度以上の発熱がある人は、入場をお断りします。

申告会場では当日予約のみ受け付けますが、電話予約の人が優先となりますので、定員を超えた場合はお断りすることもありますのでご注意ください。

2月	指定地区	会場	3月	指定地区	会場
16④	則之内乙・丙、井内、吉久	川内支所3階	1④	見奈良、上林	中央公民館2階
17④	北方、松瀬川、河之内、滑川、明河		2④	田窪、上村	
18⑤	南方、吉久、則之内甲		3④	南野田、北野田	
19④			4⑤	牛淵、野田	
20⑤	地区指定なし		5・6		
21⑤	北方、則之内乙・丙、井内、滑川、明河		7⑤	山之内、横河原、西岡	
22④	南方、則之内甲、松瀬川、河之内	8④	志津川、志津川南、上林		
23④		9④	見奈良、下林		
24④	山之内、樋口、横河原	中央公民館2階	10④	田窪、上村	
25⑤	志津川、志津川南、野田		11⑤	南野田、北野田	
26④			12・13		
27⑤	地区指定なし		14⑤	樋口、牛淵	
28⑤	西岡、下林		15④	地区指定なし	

### 5 スマートフォンでの確定申告が便利

スマートフォンを利用した確定申告は「給与以外の収入がない人」だけでなく、給与所得、公的年金、その他雑所得、一時所得の人も可能です。さらに、所得控除の範囲も医療費控除、寄附金控除だけでなく、全ての所得控除に拡大されています。

マイナンバーカードをお持ちの人は、読取対応のスマートフォンを使って申告が可能です。

#### 申告しなかった場合は？

所得税の申告をしなかった場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。また、給付金などの公的サービス申請時にスムーズな手続きができない、所得証明の発行ができないため、金融機関などからの融資を受けることができないこともありますので、必ず申告してください。

### スムーズな申告のために

#### マイナンバーは毎年記載する必要があります

▶申告書を提出する都度、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

#### 事前に収支内訳の計算をお願いします

▶営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は事前に収支内訳の計算をお願いします。